

# 岐阜県公報

第二千七百四十四号  
平成二十八年五月六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

有害興行の指定  
岐阜県警察関係手数料徴収条例に基づく手数料の収納事務の委託  
(私学振興・青少年課) 二八九  
(交通規制課) 二九〇

### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄付を受け、又は支出をすることができない団体  
個人演説会等を開催することができる施設の指定  
(選挙管理委員会) 二九〇  
(同) 二九一

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
農地中間管理機構の事業規程の変更の承認  
公共測量の終了  
平成二十八年度における地籍調査に関する事業計画  
土地改良区役員の就任  
土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良区の定款の変更認可  
土地改良区役員の退任及び就任  
(環境生活政策課) 二九一  
(同) 二九一  
(農村振興課) 二九二  
(用地課) 二九二  
(都市政策課) 二九三  
(西濃農林事務所) 二九四  
(同) 二九四  
(同) 二九六  
(飛騨農林事務所) 二九六

## 告示

岐阜県告示第三百十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

### 1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配 給 社 会 等
映 画	溺れるふたり ふやけるほど愛して		オーピー映画
	劇場版「ANTI-PORNOJ」		日 映
	巨乳OLと美乳人妻～北へ向かう女たち～		オーピー映画
	大人志願 恥じらいの発情		オーピー映画
	クイセツ家族 Part やりまくり母と娘		新 東 宝 映 画
	演歌の女 乱れ慕情 艶景色		オーピー映画
	安藤昇のわが迷亡とSEXの記録		東 映

### 2 指定年月日

平成28年5月6日

### 3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

を附載するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百二十三号

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）別表第一七の表一の項及び二の項に規定する手数料の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所 中央警備保障株式会社 岐阜市今沢町十二番地	委託事務の内容 パーキング・メーター作動手 数料及びパーキング・チケット ト発給手数料の収納事務	委託期間 平成二十八年四月一日 から平成二十九年三月 三十一日まで
--	---	--

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、平成二十八年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
青春仲間政塾の会	岸上 おおい	竹腰 彦志	岐阜市水海道 2 12 10			
海津市を考える会	野崎 勉	野崎 勉	海津市南瀬町志津540 5			
菊守青年同盟薫風櫻花塾	佐藤 和基	古田 健二	高山市奥飛騨温泉郷榑尾栄938 1			
岐阜県民社協会	平田 健二	三輪 清	岐阜市日野東 4 1 12			
佐伯てつや後援会	佐伯 哲也	佐伯 哲也	可見市若葉台 8 146			
白木善博後援会	白木 善博	栗野 敏彦	揖斐郡大野町黒野1111 2			
長江光則後援会	加藤 半一郎	伊藤 千尋	土岐市土岐津町土岐口2179 1			

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
揖斐三町	揖斐三町地域交流センター ホール 多目的室1	揖斐郡揖斐三町上柳方27番 地7	828人 144人

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年四月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人瑞浪市柔道協会
- 三 代表者の氏名 橋本 佳幸

- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町三三一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、児童生徒に対して、柔道活動に関する事業を行い、柔道の振興及び児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年四月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューマンマネジメントサポートセンター
- 三 代表者の氏名 林 信之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市西鶯一丁目五二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民やボランティアと連携を深めながら、地域の歴史文化施設の保全、中小河川の環境保全、生活道路の不安全事故の排除、公共施設の効果的活用の提案及びNPO団体との相互支援等に関する事業を行い、より良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年四月十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こうせい舎

三 代表者の氏名 坂本 敏夫

四 主たる事務所の所在地 栃木県小山市西城南四丁目二四 一

五 定款に記載された目的 この法人は県民をはじめすべての人に対して、住民自治の推進に関する事業、犯罪と非行から立ち直ろうとする者の更生援助に関する事業、外国人の子弟及び混血児に対する差別や偏見を持たない真の国際化社会構築に関する事業、並びに青少年の健全育成に関する事業を行い、すべての人が助け合い、安全で安心な幸福度の高い暮らしができる地域づくりに寄与することを目的とする。

農地中間管理機構の事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第九

農地中間管理機構の事業規程の変更の承認

条第一項の規定により、農地中間管理機構の事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する法第八条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 事業規程を変更した農地中間管理機構の名称

一般社団法人岐阜県農畜産公社

二 事業の種類

1 農地売買等事業（法第七条第一号に規定する事業をいう。）

2 農地充液信託等事業（法第七条第二号に規定する事業をいう。）

3 農地所有適格法人出資育成事業（法第七条第三号に規定する事業をいう。）

4 研修等事業（法第七条第四号に規定する事業をいう。）

三 事業規程の変更を承認した日

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業期間

平成二十七年十月二十三日から  
同 二十八年三月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡岐南町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町及び可児郡御嵩町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省中部地方整備局高山国道事務所
- 二 作業種類  
公共測量（デジタル空中写真撮影及び数値地形図作成）
- 三 作業期間  
平成二十七年十一月十一日から  
同 二十八年三月二十二日まで
- 四 作業地域  
高山市及び下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
各務原市
- 二 作業種類  
公共測量（共用地図データ更新整備）
- 三 作業期間  
平成二十七年八月一日から  
同 二十八年三月三十一日まで
- 四 作業地域  
各務原市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
可児市
- 二 作業種類  
公共測量（道路台帳補正業務）
- 三 作業期間  
平成二十七年十月二十六日から  
同 二十八年三月二十五日まで
- 四 作業地域  
可児市

平成二十八年五月六日における地籍調査に関する事業計画

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十八年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
岐阜市	岐阜市加納沓井町の全部並びに加納上本町一丁目、加納上本町二丁目、加納長刀堀一丁目、加納朝日町二丁目及び加納大手町の一部	平成二八・四・一から 二九・三・三一まで
大垣市	大垣市上石津町牧田の一部	同
高山市	高山市丹生川折敷地、清見町牧ヶ河、久々野町柳島、久々野町山梨、朝日町宮之前、国府町宮地及び上宝町蔵柱の一部	同

下呂市	郡上市	本巢市	飛驒市	瑞穂市	山県市	土岐市	美濃加茂市	恵那市	羽島市	瑞浪市	中津川市	関市	多治見市
下呂市馬瀬堀之内、馬瀬西村、馬瀬中切、馬瀬数河、御殿野、萩原町羽根、萩原町山之口、金山町福来、小坂町大島及び小坂町長瀬の一部	郡上市高鷲町鮎立、高鷲町大鷲及び高鷲町鷲見の一部	本巢市根尾市場、根尾樽見、根尾板所、七五三及び屋井の一部	飛驒市古川町黒内、古川町信包、河合町角川、河合町新名、宮川町大無雁、宮川町落合、神岡町西、神岡町数河及び神岡町石神の一部	瑞穂市古橋の一部	山県市葛原の一部	土岐市肥田町肥田、土岐津町土岐口及び泉町大富の一部	美濃加茂市伊深町の一部	恵那市串原、武並町藤、三郷町佐々良木、三郷町野井、長島町久須見、東野、飯地町、上矢作町漆原及び笠置町姥栗の一部	羽島市竹鼻町丸の内一丁目、竹鼻町丸の内二丁目、竹鼻町丸の内三丁目、竹鼻町丸の内四丁目、竹鼻町丸の内五丁目、竹鼻町丸の内六丁目、竹鼻町丸の内七丁目、竹鼻町丸の内八丁目、竹鼻町丸の内九丁目、竹鼻町丸の内十丁目、竹鼻町丸の内十一丁目、正木町新井四丁目及び正木町新井五丁目、正木町新井四丁目及び正木町新井五丁目、正木町新井四丁目及び正木町新井五丁目、正木町新井四丁目及び正木町新井五丁目	瑞浪市土岐町、釜戸町、陶町猿爪、日吉町及び稲津町萩原の一部	中津川市落合、坂下、加子母、下野、蛭川、阿木及び付知町の一部	関市上之保の一部	多治見市明和町一丁目及び明和町五丁目の全部並びに笠原町の一部
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

海津市	笠松町	大野町	池田町	坂祝町	富加町	川辺町	八百津町	白川町	東白川村	御嵩町	白川村	白川町	森林組合
海津市南濃町境及び南濃町津屋の一部	羽島郡笠松町清住町、弥生町、大池町、美笠通一、美笠通二、美笠通三、瓢町、友楽町、東陽町、春日町、常盤町、如月町及び中川町の全部	揖斐郡大野町大字下磯の一部	揖斐郡池田町願成寺、草深及び小寺の一部	加茂郡坂祝町黒岩の一部	加茂郡富加町高畑の一部	加茂郡川辺町石神の一部	加茂郡八百津町大字潮見の一部	加茂郡白川町切井及び黒川の一部	加茂郡東白川村越原及び神土の一部	可児郡御嵩町伏見の一部	大野郡白川村大字飯島及び大字荻町の一部	加茂郡白川町切井、上佐見及び広野の一部	加茂郡白川町切井、上佐見及び広野の一部
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員



就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
同		同	川瀬 勇	祖父江 二二六九番地
同		同	高木 浩己	祖父江 二一九〇番地三
同		同	高木 栄二	祖父江 二二五二番地
同		同	高木 治男	祖父江 二一八五番地二
同		同	高木 治男	祖父江 一〇八二番地
同		同	高木 幸夫	祖父江 二〇七二番地一
同		同	高木 栄二	祖父江 二一八五番地二
同		同	佐竹 利一	祖父江 二一三一番地一
同		同	川瀬 勇	祖父江 二二六九番地
同		同	高木 浩己	祖父江 二一九〇番地三
同		同	安福 正紀	祖父江 二二五二番地
同		同	佐竹 治	祖父江 二一四七番地一
同		同	高木 治男	祖父江 一〇八二番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
釜 駒 土 地 改 良 区	平成二八・五・六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
養 老 町 祖 父 江 土 地 改 良 区	平成二八・五・六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
上野平土 地改良区	平成 二六・四・一五	理事長	谷口 忠幸	高山市松本町 一五五番地一
		副理事長	桐山 良一	松本町 九九九番地一八
		同	櫻本 茂男	丹生川町町方 六一三番地一
		同	中井 信幸	上野町 一一七七番地
		同	今井 由夫	上野町 一〇二七番地二五
		同	井口 孝男	岡本町四丁目 四〇三番地一

土 卓 県 公 報		就任した役員		土 卓 県 公 報	
地 改 良 区 名	年 就 月 日 任	役 名	氏 名	住 所	住 所
上野平土 地改良区	平成 二六・四・二六	理事長	谷口 忠幸	高山市松本町 一五五番地一	
		副理事長	櫻本 茂男	丹生川町町方 六一三番地一	
		同	中井 信幸	上野町 一一七七番地	
		同	横畑 守	松本町 一三四一番地	
		同	今井 由夫	上野町 一〇二七番地二五	
		同	中家 重彦	丹生川町新張 一〇三〇番地	
		同	伊藤 秀雄	丹生川町新張 一九五六番地三八〇	
		同	西田 光保	冬頭町 二六四番地	
		同	柚原 博次	上野町 一三四〇番地六一	
		同	長瀬 義勝	上野町 一〇一二番地	
		同	稲垣 均	丹生川町町方 一三八九番地二	
		同	住 尚	上野町 六七〇番地二四	
		同	橋場 陽治	丹生川町新張 一九五二番地七九	
		同	今井 邦男	丹生川町新張 一九五六番地四二六	
		同	堺 壮一	丹生川町町方 三一九番地	
		同	水本 甫	上野町 一一一三番地	
		同	下田 正浩	丹生川町新張 三六一番地	
		同	森下 正浩	丹生川町新張 四四三番地	
		同	坂上 庄平	松本町 四五二番地	
		同	渡邊 甚一	三福寺町 一七二番地	
		同	白川 勇	本母町 四七〇番地	
		同	小瀬 靖浩	丹生川町町方 一四五八番地 メイプルハイム7 七二二号室	
		同	中澤 瑞樹	上野町 六七〇番地三七	
		同	下田 俊二	丹生川町新張 一九〇番地	
		同	田口 尚	丹生川町町方 一二八二番地	
		同	竹原 茂	上野町 四〇〇番地一一	
		同	中田 重幸	本母町 四六四番地一	
		同	大野 忠彦	岡本町二丁目 二二八番地	
		同	橋場 陽治	丹生川町新張 一九五二番地七九	
		同	中野 太一	松本町 八〇九番地一二	
		同	山下 誠	丹生川町新張 八二五番地三	
		同	小鳥 長宣	三福寺町 二八七番地	
		同	伊藤 善明	上野町 一四四九番地五一	
		同	花木 隆	丹生川町町方 一六三一番地一三三	
		同	陣出 和博	上野町 九九八番地	
		同	野尻 真人	冬頭町 三〇五番地	

平成二十八年五月六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社